

中小企業退職金共済制度のお知らせ

がんばる中小企業を応援する、国の退職金制度。

中退共制度についての6つのポイント！

POINT 1

掛金の一部を国が助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に、国が掛金の一部を助成します。(注1)

POINT 2

掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は変更も可能で、賃金や勤続年数等を基準にして設定できます。

POINT 3

簡単な管理

掛金は口座振替で手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、管理が簡単です。

POINT 4

短時間労働者の特典

短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入時の掛金助成に上乗せがあります。

POINT 5

掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。(注2)

POINT 6

ポータビリティ

従業員の転職時にすでに積み立てられていた退職金を引き継ぐことが可能な通算制度があります。(注3)

(注1)一部対象外があります。(注2)資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人事業税には、外形標準課税が適用されます。(注3)条件があります。

加入できる企業

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが、次の範囲内であれば加入できます。個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種

常用従業員数
300人以下
または
資本金・出資金
3億円以下

卸売業

常用従業員数
100人以下
または
資本金・出資金
1億円以下

サービス業

常用従業員数
100人以下
または
資本金・出資金
5千万円以下

小売業

常用従業員数
50人以下
または
資本金・出資金
5千万円以下

※詳細はHPをご覧ください。資料をご請求ください。

退職金額の目安

掛金が
毎月10,000円の場合

5年後 ▶ **608,200円**
⋮
10年後 ▶ **1,265,600円**
⋮
20年後 ▶ **2,666,600円**

※金額は法令の改定により変わることがあります。

詳しくは、
ホームページへ

🔍 中退共

検索

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



お問い合わせ先

産業課 商工観光係

☎ 47-3004